奨学資金貸付限度額について

<所得判定額> 市町村民税の課税標準額 × 6% — 市町村民税の調整控除の額* (*政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額)

く貸付限度額>

進学先	進 学 先 所 得 判 定 額 (保護者合算) 国 公 立		貸付限度額(年額)				
			授業料実質負担額(※2) + その他教育費10万円				
私立	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※2) (注) 24万円を上限(※3)				

- (※1) 年収のめやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる 4人世帯の場合のものです。
- (※2) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた 額をいいます。
- (※3) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

1 国公立(国立高等専門学校を除く)に進学した場合の貸付限度額

区分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす	貸付限度額	備考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	100,000円	・授業料実質負担額は無償のため、 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。

大阪公立大学工業高等専門学校に進学した場合 4・5年時には、別の修学支援制度により 貸付限度額が変わる場合がありますので、 育英会までお問い合わせください。

2 大阪府私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額 【全日制】

区 分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす	貸付限度額	備 考				
1	生活保護・非課税 251,100円未満			・授業料実質負担額は無償のため、 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。				
2	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	〇円 (貸付対象外)	• 授業料実質負担額は無償のため、 貸付限度額(年額)は、O円(貸付対象外)となります。				

3 大阪府私立高校生等就学支援推進校<u>以外</u>の学校に進学した場合の貸付限度額 【全日制】

≪授業料が年間39万6千円の学校の場合≫

区分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす	授 業 料 ①	(国)就学支援金 ②	授業料実質負担額 ① - ②	貸付限度額	備考	
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	396,000円	396,000円	OFFI	100,000円	・『授業料実質負担額』は無償となります。 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。	
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	396,000円			378,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費:10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)	
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	396,000円	118,800円 277,200円	277,200円	277,200円	240,000円	貸付限度額(年額)は、24万円が上限となります。
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	396,000円			240,000H	(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)	

4 国立高等専門学校に進学した場合の貸付限度額

区分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす	授 業 料 ①	(国)就学支援金 ②	授業料実質負担額 ① - ②	貸付限度額	備考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	234,600円	234,600円	O円	100,000円	・『授業料実質負担額』は無償となります。 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	234,600円	118,800円	115,800円	216,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費:10万円』を 加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)

4・5年時には、別の修学支援制度により 貸付限度額が変わる場合がありますので、 育英会までお問い合わせください。

(注)国や大阪府の支援金等の制度について、

内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる

場合があります。

大阪府私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額 【通信制】

≪授業料が年間25万円(1単位あたり10,000円、年間25単位)の学校の場合≫

【高校1・2年時】

区分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国)就学支援金 ②	(府)支援補助金 ③	(2+3) 合計	授業料実質負担額 ① - (②+③)	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	O円	050 000H	-F-0-0-0-TI	100,000円	・授業料実質負担額は無償のため、 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満							
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		12	120,300円 (4,812円 × 25単位)	129,700円 (5,188円 × 25単位)	250,000円	円の円	0円
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満						(貸付対象外)	貸付限度額(年額)は、〇円(貸付対象外)となります。

【高校3年時】

区分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料	(国)就学支援金 ②	(府)支援補助金 ③	(2 + 3) 合計	授業料実質負担額 ① - (②+③) (※2)	貸付限度額	備考	
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満		240,000円 (10,000円 × 24単位)	O円			110,000円	・『授業料実質負担額』+『10万円』の範囲内での貸付となります。	
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	050 000M			240,000円	10,000円	110,000	・『技業科学員長担観』十『10万円』の報告的にの負別となりより。
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満		115,488円 (4,812円 × 24単位)	124,512円 (5,188円 × 24単位)	240,00013	10,00013	10,000円	・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)	
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満								

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額 【通信制】

≪授業料が年間37万5千円(1単位あたり15,000円、年間25単位)の学校の場合≫

【高校1・2年時】

区分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料	(国)就学支援金 ②	授業料実質負担額 ① - ②	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	300,750円 (12,030円 × 25単位)	74,250円	175,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費:10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円		254,700円	355,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費:10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)		240,000⊞	。『揺巻料字原合や発』の第四内での登録となります。(と限り4万円)
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円			240,000円	・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付 となります。(上限24万円)

【高校3年時】

区分	所 得 判 定 額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国)就学支援金 ②	授業料実質負担額 ① - ②(※2)	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	288,720円 (12,030円 × 24単位)	86,280円	187,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費:10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
2	154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円		259,512円	360,000円	• 貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費: 10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
3	251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円	115,488円 (4,812円 × 24単位)		240,000⊞	。『授業収字原会投苑』の第冊内での登録となります。(上限2.4万円)
4	304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円			240,000円	・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付 となります。(上限24万円)

※年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位当たり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

(※1) 年収のめやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※2) 通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てているため、年間25単位の学校の場合、3年時に1単位分の授業料実質負担額が発生。